

10月1日より 「年金生活者支援給付金制度」が始まります

住民課 内線 244

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

★対象となる方

【老齢基礎年金を受給している方】

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ・65歳以上であること
- ・世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下であること

【障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方】

以下の要件を満たしている必要があります。

- ・前年の所得額が約462万円以下であること

★請求手続き

①平成31年4月以前から年金を受給している方

対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から順次届きます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し提出してください。

②平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

★日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。制度など詳しく知りたい場合は、給付金専用ダイヤルまたは一宮年金事務所へお問い合わせください。

▼問い合わせ

- 給付金専用ダイヤル ☎ 0570 (05) 4092
- 一宮年金事務所 ☎ 0586 (45) 1418

「産前産後保険料免除制度」について

住民課 内線 244

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産を行った際には、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が平成31年4月より始まりました。

★国民年金保険料が免除される期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（以下「産前産後期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

- * 出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

★対象となる方

国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

★施行日 平成31年4月1日

★手続きについて

出産予定日の6か月前から提出可能です。

【必要書類】

- ・年金手帳または個人番号のわかる書類
- ・認印（本人署名の時は不要です。）
- ・本人確認資料
- ・出産前に申請する場合は母子健康手帳、出産予定日を明らかにすることができる書類
- ・出産後に申請する場合で被保険者子どもが別世帯のときは、戸籍謄本や出生証明書など親子関係がわかる書類
- ・死産の場合は死産証明書、死胎埋火葬許可証など死産日および親子関係がわかる書類